

■ 権利擁護について

障害者虐待

区では虐待の早期発見・早期対応を行い、本人とその家族などの養護者を支援します。
障害のある方への虐待を発見したときや疑いがある場合は、下記へご連絡・ご相談ください。

! 虐待の届け出や通報をした方の個人情報を守られます。

江戸川区24時間障害者虐待通報ダイヤル

身 知 精 難



◆ 電話:5662-1014 ◆ FAX:3656-5874

障害者虐待の定義

養護者による障害者虐待	「養護者」とは、障害者の身の世話を金銭管理などを行う家族・親族・同居人などです。
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者福祉施設または障害福祉サービス事業などに係る業務に従事する人です。
使用者による障害者虐待	「使用者」とは、障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者などです。

障害者虐待の具体例

障害者虐待の具体例として、次のようなものがあります。

	具体例
身体的虐待	平手打ちにする、殴る、蹴る、叩きつける、つねる、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、やけどさせる、縛り付ける、閉じ込めるなど
性的虐待	性的な行為や接触を強要する、障害者の前でわいせつな会話をする、わいせつな映像を見せるなど
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、仲間に入れない、子ども扱いする、無視をするなど
放棄・放置	食事や水分を与えない、入浴や着替えをさせない、排泄の介助をしない、掃除をしない、病気やけがをしても受診させない、第三者による虐待を放置するなど
経済的虐待	年金や賃金を渡さない、本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する、日常生活に必要な金銭を渡さないなど

障害を理由とする差別の解消の推進

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しています。



障害者差別解消法

① 不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為は禁止されます。

行政機関（国、地方公共団体など）と民間事業者（会社、お店など）ともに禁止されます。

（例）・車いすを利用していることが理由でお店に入れない。

・障害があることを理由にアパートの契約やスポーツクラブ、習い事の教室などで断られる。

！ 個別の事案において、正当な理由が認められるときは、不当な差別的取扱いと判断されない場合があります。

② 合理的配慮の提供

障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担が重すぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことが求められます。

行政機関（国、地方公共団体など）には法的義務があり、民間事業者（会社、お店など）は努力義務になります。

（例）・手続きなどをするとき、筆談や読み上げをする。

・手続きなどの資料や飲食店のメニューにルビをふる。

！ どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例

① 合理的配慮の提供を義務化

障害者差別解消法において、民間事業者の「合理的配慮の提供」は努力義務ですが、都条例では、差別解消の取組を一層進めるため、義務となっています。

つまり、民間事業者も「合理的配慮の提供」を行わなければなりません。

② 紛争解決の仕組みを整備

相談支援を行っても解決しない事案について、紛争解決の仕組みによって、解決を図ります。新たに調整委員会を設け、あっせん・勧告・公表を行うことができる仕組みです。

③ 広域支援相談員を設置

広域支援相談員を東京都に設置します。広域支援相談員は、障害者差別に関する相談を、障害者や関係者からだけでなく、民間事業者からも受け付けます。

東京都障害者権利擁護センター（広域支援相談員）

☎ 5320-4223（電話対応時間：平日9時～17時） ☎ 5388-1413

行政機関・事業者の責務

	障害者差別解消法		東京都の条例
	行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者
不当な差別的取扱い	禁 止	禁 止	禁 止
合理的配慮の提供	義 務	努力義務	義 務

■ 基幹相談支援センターについて

基幹相談支援センター	身 知 精 難	
◆ 電話:5662-0089 ◆ FAX:3656-5874		

内容

障害者福祉課内に設置した障害者などの支援に関する総合的な電話相談受付センターです。手続きや相談についてどこに連絡したらよいかわからない場合にはお問い合わせください。お話を伺ってご相談内容に応じた担当部署の紹介や担当者に引き継ぎをいたします。

■ 福祉サービスに関する苦情相談や成年後見制度の利用相談について

福祉サービスに関する苦情相談や 成年後見制度の利用相談	身 知 精 難	
<p>〈福祉サービスに関する苦情相談〉</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 庶務係（電話:5662-0054/FAX:3656-5874）◆ 安心生活センター（電話:3653-6275/FAX:5662-7689） <p>〈成年後見制度の利用相談〉</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 成年後見何でも相談（電話:5662-7690/FAX:5662-7689）		

内容

利用する福祉サービスへの苦情などを事業者等に直接訴えられず、お困りの方はご相談ください。知的障害や精神障害などによって自分だけでは十分な判断ができない方の、生活や財産を守るために、後見人などの相談と支援を行っています。